

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜

福島県立福島南高等学校 前期選抜募集要項

福島県立福島南高等学校

住所 〒960-8141

福島県福島市渡利字七社宮 17 番地

電話 (024) 523-4740

1 アドミッション・ポリシー

福島南高等学校では、次のような生徒を求めています。

- (1) 基本的な生活習慣や学習意欲をもち、あらゆることに挑戦しようとする生徒
- (2) 地域社会、国際社会に関心をもち、他者とコミュニケーションをとりながら、協働して課題に取り組もうとする意欲をもつ生徒
- (3) 学校行事、生徒会活動・部活動等に積極的に取り組む生徒

2 実施学科及び募集定員

課程	学科名	募集定員	特色選抜募集定員枠	一般選抜募集定員
全日制	文理科	80名	25%程度	各学科とも、募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。
	国際文化科	40名	25%程度	
	情報会計科	40名	25%程度	

3 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、各学科とも県下一円とする。

4 出 願 資 格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかの条件を満たす者とし、特色選抜の出願資格については、(1)、(2)のいずれかの条件に加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 本要項「5 特色選抜の志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 特色選抜の志願してほしい生徒像

【文 理 科】

- ① 人間・社会・自然に強い関心を持ち、探究心を持って粘り強く課題を解決しようとする人。
- ② 自発的に勉学に励み、高い目標を持って大学進学を目指す人。
- ③ 学業と部活動の両立を図ろうとする人。

I 型（学 業）

上記①～③の項目に該当し、漢字検定・数学検定・英語検定のうち2種類以上の検定で3級以上を取得している人。

Ⅱ型（部活動）

上記①～③の項目に該当する人で、中学校でのスポーツ及び芸術活動（部活動や地域クラブ活動等）において県大会出場以上の実績または高い能力を有し、かつ入学後は継続して本校にある次の部活動に積極的に参加する意志の強固な人。

バスケットボール（男女）、サッカー（男）、陸上競技（男女）、
バドミントン（男女）、吹奏楽

【国際文化科】

- ① 異なる文化や歴史に強い関心を示し、語学や国際社会の学習に意欲的に取り組む人。
- ② 自発的に勉学に励み、高度な語学力を身に付け大学進学を目指す人。
- ③ 学業と部活動の両立を図ろうとする人。

I型（学 業）

上記①～③の項目に該当し、英語検定で準2級以上を取得している人。

Ⅱ型（部活動）

上記①～③の項目に該当する人で、中学校でのスポーツ及び芸術活動（部活動や地域クラブ活動等）において県大会出場以上の実績または高い能力を有し、かつ入学後は継続して本校にある次の部活動に積極的に参加する意志の強固な人。

バスケットボール（男女）、サッカー（男）、陸上競技（男女）、
バドミントン（男女）、吹奏楽

【情報会計科】

- ① ビジネスの諸活動に必要な情報処理技術や簿記・会計等の学習に意欲的に取り組む人。
- ② 自発的に勉学に励み、高度な資格を取得し、大学等進学や就職を目指す人。
- ③ 学業と部活動の両立を図ろうとする人。

I型（学 業）

上記①～③の項目に該当し、漢字検定・数学検定・英語検定のうち2種類以上の検定3級以上を取得している人。

Ⅱ型（部活動）

上記①～③の項目に該当する人で、中学校でのスポーツ及び芸術活動（部活動や地域クラブ活動等）において県大会出場以上の実績または高い能力を有し、かつ入学後は継続して本校にある次の部活動に積極的に参加する意志の強固な人。

バスケットボール（男女）、サッカー（男）、陸上競技（男女）、
バドミントン（男女）、吹奏楽

6 併願の取扱い

- (1) 志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願及び一般選抜の出願はそれぞれ1学科とし、ともに第二志望は認めない。

7 WEB出願システムの利用

- (1) 出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。
- (2) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報の登録（以下「志願者基本情報登録」という。）を完了させた後に、出願手続を行う。
- (3) 志願者は、出願に当たって、本校及び学科等の情報（以下、志願者基本情報と併せて「志願情報」という。）をWEB出願システムに登録する。志願情報は入学願書として取り扱う。
- (4) 県外から志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」

により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する。
- ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）
「5 特色選抜の志願してほしい生徒像」に示した各学科のⅠ型（学業）を志願する者は、「令和8年度特色選抜Ⅰ型志願理由書」を、各学科のⅡ型（部活動）を志願する者は、「令和8年度特色選抜Ⅱ型志願理由書」を用いる。
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要である。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）
- ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出 願 手 続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。
なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。
なお、調査書については「11 調査書提出」に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

- (3) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を提出すること。

- (4) 一家転住やその他のやむを得ない事情により、期間内に出願手続をできなかった者が、新たに
出願を希望する場合は、出願先変更受付期間に限り、これを受け付ける。その際、中学校長は、
速やかに本校校長に連絡すること。
- (5) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合があ

る。

- ① 志願情報に虚偽があるとき
- ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

(本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。)

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立福島南高等学校長

住所 〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 17 番地

10 出 願 先 変 更

出願先変更とは、先の出願を取り下げて新たに出願することをいう。出願先変更については、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

中学校長を通して、出願先変更を願い出る。

【申請期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)正午まで

【中学校承認期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)午後4時まで

(2) 上記(1)以外の者

志願者は、先に出願した高等学校長に出願先変更を希望する旨を申し出た後に、志願者が直接、出願先変更の手続を行う。

(3) 新たな志願先の高等学校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願先変更を受理する。

なお、出願先変更の受付をもって、先に出願した高等学校への出願は取り下げられる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

(4) 先に出願した高等学校に提出した書類等は返還しない。

また、出願先変更に伴い入学検定料に差額がある場合でも、すでに納付した入学検定料との差額は返還しない。

11 調 査 書 提 出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票(様式5号)を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

12 受 験 票 の 印 刷

志願者は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は中学校において代行することができる。

13 出 願 取 消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

14 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、本校校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式8号）を交付する。

15 出願資格申請

県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、申請期間内に持参又は送付により必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

なお、中学校長又は志願者は、手続きを始める前に、本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

- (1) 申請方法

① 県外等からの志願者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、460円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。返信用封筒には、受取人を中学校長とした宛名を記載する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

② 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者

志願者が直接、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、460円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。返信用封筒には、受取人を志願者とした宛名を記載する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ その他、本校校長が指示する書類（保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類や学校教育における9年の課程の修了を証明する書類等）

※ 「保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類」の例

- ・ 市町村長が発行する「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）
- ・ 保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」等
- ・ 保護者の居住に関する中学校長等による「事由書」（任意様式）

- (2) 審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を審査し、中学校長に連絡の上、「出願資格審査結果通知書」（様式10号）を中学校長を経由して、志願者に送付する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

- (3) 出願資格を有することを承認された志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を行う。

- (4) やむを得ない事情により、申請期間内に出席資格申請をできなかった者が、出席を希望する場合は、出席受付期間及び出席先変更受付期間に限り、出席資格申請を受け付ける。

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

文理科及び情報会計科は、特色選抜Ⅰ型志願理由書又は特色選抜Ⅱ型志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料として、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

国際文化科は、特色選抜Ⅰ型志願理由書又は特色選抜Ⅱ型志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接及び特色選抜に係る検査（以下「特色検査」という。）の結果を資料として、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

学 力 検 査

実施する教科は、次の5教科とする。

国語 数学 外国語（英語） 理科 社会

① 文理科・情報会計科

各教科の満点を50点とし、学力検査の満点を250点とする。

② 国際文化科

外国語（英語）の満点を100点とし、他の4教科の満点を各50点とし、学力検査の満点を300点とする。

特色選抜Ⅰ型志願理由書（Ⅰ型を志願する者）

本校の当該学科への志願の動機・理由及び将来の抱負・進路、本校で特に学びたい事柄等について本人が記入する。また、裏面の所定の欄に、漢字検定、数学検定、英語検定で取得している級及び取得年月日を記入する。

特色選抜Ⅱ型志願理由書（Ⅱ型を志願する者）

本校の当該学科への志願の動機・理由及び将来の抱負・進路、本校で特に学びたい事柄等について本人が記入する。また、裏面の所定の欄に、中学校でのスポーツ及び芸術活動の実績・記録を記入する。

調 査 書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、国語、数学、外国語（英語）の教科の評定を2倍し、180点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は140点満点とする。合計320点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化し、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」に含む。

特 色 面 接

個人面接を実施する。本校で学ぶ意欲や受験生が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。面接については、点数化し、30点満点とする。

特 色 検 査

① 文理科・情報会計科

実施しない。

② 国際文化科

英語の質問に英語で答える検査を実施する。特色検査については、10点満点とする。

選抜資料の満点

① 文理科・情報会計科

全体の満点は、600点とする。

② 国際文化科

全体の満点は、660点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

学 力 検 査

実施する教科は、次の5教科とする。

国語 数学 外国語（英語） 理科 社会

各教科を50点とし、学力検査の満点を250点とする。

調 査 書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化し、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」に含む。

一 般 面 接

実施しない。

17 学力検査等の日時及び会場

(1) 学力検査

① 日 時

令和8年3月4日(水)

開 場：午前7時50分

※正門を通り、昇降口から入ること。（「21 会場図」参照）

集 合：午前8時10分まで

学力検査：午前9時～午後3時10分

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(60 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	

② 会 場 福島県立福島南高等学校

※当日は同じ敷地内で福島県立ふくしま新世高等学校の学力検査も行われるので、掲示等に注意すること。

③ 注意事項

ア 当日は次のものを持参すること。

受験票、上ばき、外ばきを入れる袋等、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可。）、消しゴム、コンパス、定規

ただし、下敷、分度器、分度器機能を有する定規、計算機能や言語表現機能を有するもの等、検査の趣旨に反するものは使用できない。

イ 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器・通信機器類は持ち込まないこと。

(2) 特色面接・特色検査

① 日 時

令和8年3月5日(木)

開 場：午前8時00分

※正門を通り、昇降口から入ること。（「21 会場図」参照）

集 合：午前8時20分まで

特色面接・特色検査：午前9時から午後4時まで

※終了予定時刻は、令和8年2月27日(金)正午までに本校のウェブサイトに掲載する。

② 会 場 福島県立福島南高等学校

③ 注意事項

ア 当日は次のものを持参すること。

受験票、上ばき、外ばきを入れる袋等、鉛筆（シャープペンシルも可。）、消しゴム、
昼食（終了予定時刻によっては不要の場合がある。）

ただし、下敷、計算機能や言語表現機能を有するもの等は使用できない。

イ 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器・通信機器類は持ち込まないこと。

18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(1) 日 時

① 学力検査

令和8年3月10日(火)

開 場：午前8時00分

※正門を通り、昇降口から入ること。（「21 会場図」参照）

集 合：午前8時20分まで

学力検査：午前9時～午後2時45分

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50 分)	(15 分)	(50 分)	(15 分)	(50 分)	(50 分)	(50 分)	(15 分)	(50 分)	

② 特色面接・特色検査

令和8年3月10日(火)の学力検査終了後に行う。

※選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通して志願者に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接志願者もしくは志願者の保護者に連絡する。

(2) 会 場 福島県立福島南高等学校

(3) 注意事項 持参物等については、「17 学力検査等の日時及び会場」のとおりとする。

19 選 抜 結 果 発 表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

(1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。

(2) 令和8年3月16日(月)は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を昇降口（「21 会場図」参照）に掲示する。

(3) 合格者に対して受験票と引き換えに合格通知書（様式13号）・新入生オリエンテーション（令和8年3月26日(木)実施予定）及び入学に関する案内文書等を昇降口（「21 会場図」参照）で交付するので、受験票を持参し、来校すること。

【合格通知書・入学に関する案内文書等交付期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から午後3時まで

※志願者が上記時間内に来校ができない場合には、志願者もしくはその保護者が本校に電話で連絡をすること。

※正門（「21 会場図」参照）から入ること。

(4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合があ

る。

20 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報（以下「学力検査結果」という。）を提供する。

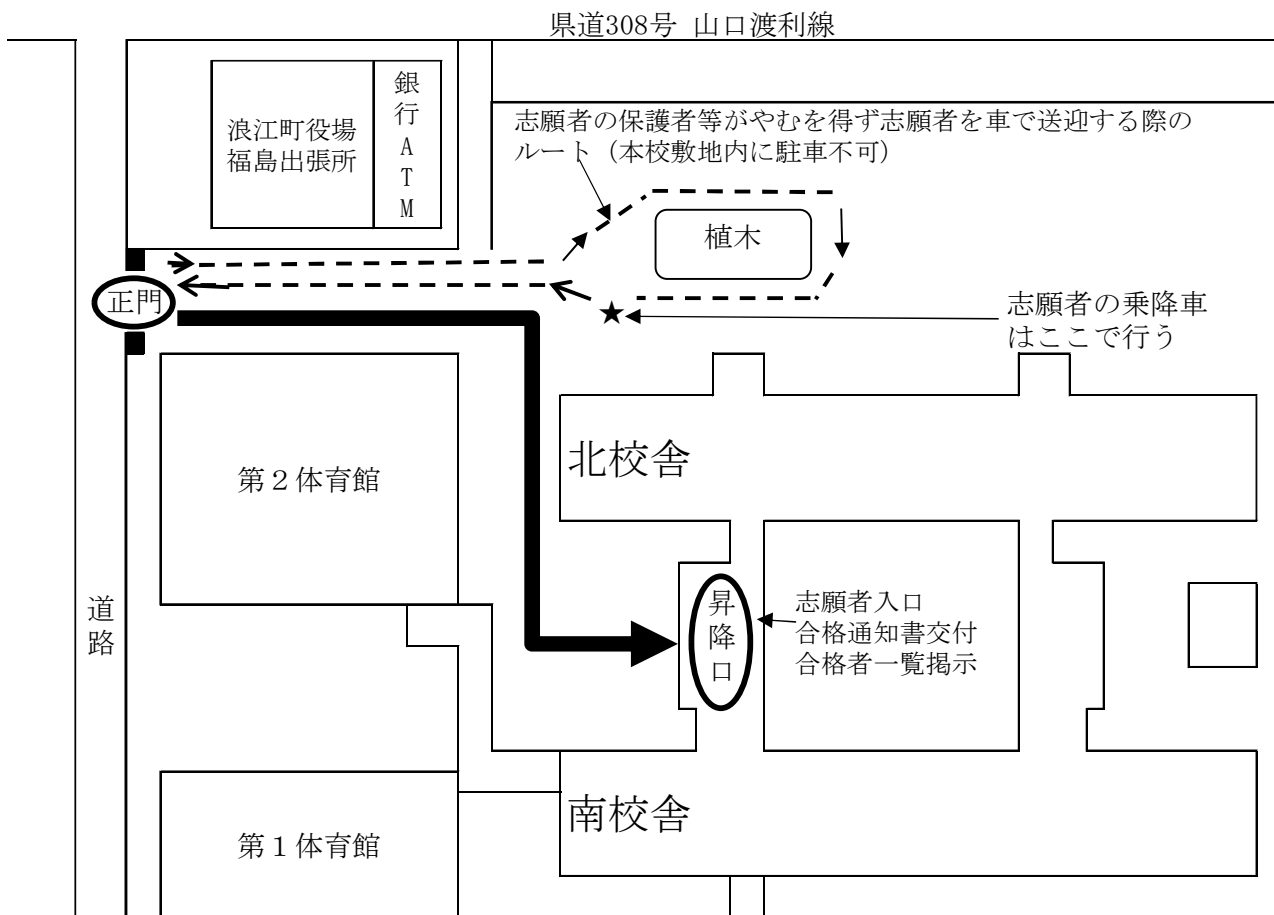
なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 会 場 図

- ※ 本校敷地内に駐車することはできません。
- ※ 志願者の保護者等がやむを得ず車で志願者を送迎する際は、次の図中の「★」で志願者を乗降車させてください。
- ※ 本校近隣での駐停車は、近隣の皆様のご迷惑となりますので、ご遠慮ください。
- ※ 本校には、公衆電話は設置されていません。



22 そ の 他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和８年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和８年３月６日（金）午後４時までに本校校長へ提出する。

- ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。
- (3) 入学辞退の手続
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。
- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
提出する書類は次のとおりとする。
 - ① 中学校卒業者及び卒業見込の者
原則として令和7年12月までに、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 上記①以外の者
原則として令和7年12月までに、本校に問い合わせること。
- (5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。